

戦時中の日本における遼・金・元・清史の研究

——東亞研究所の「異民族支那統治」委託案を中心に——

蔡 長 廷

一、問題の提出

盧溝橋事件をきっかけに日中戦争が勃發し、日本の大陸侵略がいつそう本格化するなか、昭和十三年(一九三八)九月、企劃院の外郭團體として東亞研究所が設立された。この研究所は、東亞問題の調査・研究を目的とする調査機關であったが、その対象は中國、ロシア極東、南北太平洋、インド、西アジアといったアジア廣域におよび、日本の大陸進出にかかわる國策を建議することが求められた。翌昭和十四年(一九三九)、東亞研究所は歴史上の異民族による中國統治の經驗を參考にして、日本による中國の植民地化に資するべく、「新」東方文化學院と東方文化研究所に「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託案と呼ばれる研究計劃を立案・提示した。この委託案に關する研究は學者により言及されているもの^①、委託案の執行過程、研究成果の影響、研究者に對する影響などについてはなおも検討する餘地がある。

東洋史學についての學術史的研究はこれまで豊かな成果が蓄積され、その中には、明治末期から昭和初期にかけての東

洋史學の發展に關する研究や、重要な學者の傳記などがあつた。^③ 東洋史學の發展は近代日本の大陸侵略の趨勢と密接な關係を持ち、白鳥庫吉、池内宏、羽田亨などが主導した滿鮮史、滿蒙史研究は研究の焦點となり、『滿洲歴史地理』、『滿鮮地理歴史調査報告』、『滿蒙史論叢』、『明代滿蒙史料』などの刊行物はこの時期の重要な研究成果であつて、のちの遼・金・元・清代史の研究の基礎となつた。

注目すべきは、上述の研究が國策機關と關聯組織の補助のもとで進められたことである。これについて、戦後の學術史研究では、學術と政治の間の關係、戦時中の學者の戦争責任問題などが重要な課題となつた。戦後の早い時期には、五井直弘と旗田巍が東洋史學の戦争責任を強調し、かつ當時の滿鮮史・滿蒙史研究は現實的作用を持つていなかったことを批判した。^⑤ 近年、吉澤誠一郎は學者が當時の狀況に直面していかに課題を選択したかについて論じた。^⑥ 井上直樹は滿鮮史研究の持つ政治性を考察するとともに、白鳥庫吉が滿鮮地域を独自の歴史文化圏と見なしたことを強調した。^⑦ 古松崇志、渡邊健哉、毛利英介らは、學術發展の文脈のなかで、個別の研究者の研究過程や學者間の交流について考察した。^⑧

一方で、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所の公文書が公開されて利用が便利になつたほか、當時の學者の回想、未刊行文集、日記が出版されるなど、近年史料狀況は改善しつつあり、たとえば岡村敬二がこうした公文書を活用して日滿文化協會について検討するなど、關聯する研究が進展してきている。^⑩

東亞研究所の「異民族支那統治」研究の委託案についても、公文書にくわえ、近年『羽田亨日記』が刊行されたことともない、詳細に検討することが可能となつてきている。そこで本稿では、この委託事業案を中心に、その具體的な進行の過程を分析し、戦時中における學術研究と政府・軍部の間の關係を説明するとともに、研究者の回想録と關聯研究成果を考察し、戦時中の日本における遼・金・元・清代史の研究狀況などを検討したい。

二、東亞研究所「異民族統治」委託案の経緯

(一) 東方文化學院の設立と運営

大正十二年（一九二二）、日本政府は中國によって支拂われた義和團賠償金及び山東・青島關係の鐵道・鑛山・公有財産などの補償金を利用して、外務省に對支文化事務局を設置した。同時に對支文化事業調査會を設置し、主に事務局の關聯事業に協力した。事務局官員と調査會委員は中國各界の對支文化事業に對する意見を調査し、日中が協力する形で、主に文化事業を推進した。大正十三年末（一九二四）、對支文化事務局は「文化事業部」と改稱された。「對支文化事業」も「東方文化事業」と改名された。¹²⁾

昭和元年（一九二六）、日中雙方により東方文化事業總委員會が設立され、翌年に北京人文科學研究所と圖書館を設置したが、中國でこの事業に反對する世論が次第に高まり、事業の推進が困難になった。昭和三年（一九二八）、日本軍の山東出兵によって、中國側委員全員が東方文化事業總委員會を辭任したのに對し、日本側は一方的に研究機關を設立する方向に動いた。¹³⁾ 東京帝國大學の服部宇之吉と京都帝國大學の狩野直喜が支那文化研究所を設置することを提議し、當時の外務省文化事業部長岡部長景と話し合い、東方文化研究所という名で申請することに決まった。¹⁴⁾

その後、東方文化學院が設立され、東京と京都にそれぞれ研究所が設けられた。その所長には服部宇之吉と狩野直喜がそれぞれ就任し、その下に若干評議員が任命され、研究に關する事業、その他について審議した。東京側の評議員は宇野哲人、瀧精一、京都側の評議員は羽田亨、濱田耕作であった。研究のために、研究員、指導員、助手が設置された。注目すべきは、東京と京都で研究所の運営方式が全く異なっていることである。東京側では評議員兼研究員という方式が採られたのに對して、京都側では積極的に中堅研究者を養成するための育成方式が採用された。¹⁵⁾

(二) 滿蒙文化助成事業と滿蒙史研究

昭和七年(一九三二)三月、滿洲國が建國されると、外務省文化事業部は滿洲國の文化政策について、滿洲國民の同一性の強化と王道精神の普及という方向に沿う形で、學術研究者の建議を求めた。¹⁶ 四月、東京側の教授たちは「儒教文化研究所設立」建議案を、一方、京都側の教授たちは「滿蒙文化研究所設立」建議案を提議したが、この東京側と京都側の教授たちの殆どは東方文化學院のメンバーであった。¹⁷ 注意すべき點は、前者の企劃が「儒佛二教は東洋の精華にして二千年の久しきに互り東方民族の精神を淘汰し特色ある東洋文化を發揚せしめ」ることを主旨として、兩教の精神を發揚し教育に活用すれば、滿洲の人心を更新することができることに對し、¹⁸ 後者の企劃が「その研究は滿蒙に對する基礎的な知識を構成することとなり今後の文化的諸施設の根柢を形成する」ことを主旨としたことである。¹⁹

同年の六月、外務省文化事業部は「對滿文化事業」の實施を決めたが、この事業は「對支文化事業」の新たな部分であり、事業内容の一つは兩研究所の研究員を利用し、「對支文化事業」の殘された經費四萬圓を使い、²⁰ 「滿蒙文化研究助成事業」と名づけて、滿蒙の歴史・文化研究を發展させるというものであった。²¹ 主な研究は考古學調査、歴史研究、宗教研究、史料抄録、辭典編纂、外國著作翻譯の六種であった。²²

翌昭和八年(一九三三)十月、清朝公文書史料の収集・保存のために、水野梅曉と羅振玉などが努力し、滿洲國の官僚たちの同意の下、新京で日滿文化協會を設立し、外務省文化事業部がその運営經費を補助した。

滿蒙文化研究助成事業の歴史研究は昭和八年から十三年にかけて、池内宏、内藤湖南、羽田亨などが指導員を擔當し、研究員であった三上次男、旗田巍、秋貞實造(田村實造)、小川裕人、若城久次郎などを指導した。その中で、滿蒙史研究については、「遼金時代ニ於ケル契丹民族ノ歴史的的研究」(三上次男)、「契丹民族ノ研究」(秋貞實造、小川裕人)、「女眞民族ノ研究」(若城久次郎、外山軍治)などがある。委託案の執行において、毎年、研究員と助手は研究經過報告書と研究概要を

提出する必要があった。この研究経過報告書と研究概要から、當時の滿蒙文化研究の焦點を知ることができる。小川裕人の「昭和八年経過報告書」には、「一、女眞各部族の地理的分布及びその盛衰。二、女眞民族の一般文化とその統一的傾向。三、女眞民族の興起とその經濟狀態」という三つのテーマがあった。以下はテーマの説明である。

二の一般文化につきましては從來の史家にはその文化に對する全般的の研究と認むべきものなけれども、……。一般文化に關して資料は大體の終りたれどこの民族の興起に重大關係ありと信ずるその文化の性質と程度とに對しては研究の道程に在りて結論を得るに至らず。三の經濟狀態につきましては、略々定見を得るに近づけり。右の如く餘は今年度に於いて主として女眞民族の興起に關する史的研究を試みたるが引き続きこの研究の完成を急ぐと共に契丹民族の沒落過程を文化的（財政經濟をも含めて）方面より考察せんとする豫定なり。²³

又、外山軍治の「昭和九年度経過報告書」には以下のような記載がある。

今年度は昨年度に引き続き女眞文化と漢文化との交渉に就いて考察を重ねたり。……文化の交渉は多くは政治的交渉に伴って生起し推移するものなればなり。……それが女眞文化と漢文化との交渉を如何なる關聯を有するかといふ點を明らかにすることに力を注ぐ、……。²⁴

これによって、異民族はいかにして漢民族と文化交渉を行うのが焦點となっていたことが分かる。さらに政治、社會、經濟などの側面から、異民族の變化についても研究を進めた。小川裕人の「昭和十二年度研究報告概要」には次のように

述べられている。

滿洲史に關する從來の研究は、各々種族や時代に就いて、個別的には頗る詳細であるが、これを全體として體系的に考察したものは、未だ殆どないと言ってよい。……斯る立場から滿洲に於いて國を成せる夫餘・高句麗・渤海・遼・金・清等の歴史を通觀し、主としてその政治社會組織の上から、滿洲史を四期に分け、……⁽²⁶⁾

このように小川裕人は夫餘、高句麗、渤海、遼、金、清の統治階級と被統治階級の民族的差異を考察して、統治階級の文化發達程度が歴史の發展を決定するとし、更に滿洲史の體系を構築した。これは滿洲史の内部における動力を檢討したものであった。⁽²⁶⁾ 一方で、田村實造、小川裕人、外山軍治らは契丹、女真族の漢文化との交渉という問題にも注目し始めるようになる。これらの研究は『滿蒙史論叢』及び『東洋史研究』などの刊行物に相次いで發表されていた。⁽²⁷⁾

注目すべきなのは、小川裕人の「滿洲民族の所謂「還元性」と其の發展に就いて」という論文である。滿洲における諸民族の勃興の原動力は素朴な原始的精神と新來・先住兩種族混血の優生學的理由に基づき、政權の中に文化程度の高い漢人が加入することで、政治、經濟、社會の諸層面も大いに發展したとする。しかし、その一方で、漢文化の受容は滿洲諸政權に墮落をもたらしたとされている。⁽²⁸⁾

この助成事業により、研究者側は政府の經費を利用して、若手研究者を育成し、學術研究を發展させた。政府側にとって、文化事業を發展させるには研究者の助力が不可欠であるため、彼らの提案を無視できず、前述の滿洲國民の同一性の強化と王道精神の普及を目指すという文化政策を實行することになった。⁽²⁹⁾

(三) 異民族が中國を統治する方法

昭和十二年(一九三七)に日本軍が盧溝橋事件を起こし、日中戦争を開始すると、日本では中國を理解するための書籍が大量に出版されるようになった。そうしたなかで、外務省調査部は中國と中國人を理解するため、中國研究の權威であった水野梅曉、曾我部靜雄、矢野仁一らを招き、これらの學者による論文集『支那統治に關する論叢』を出版した。この論文集では、中國人の特質を論ずるとともに、日本が今後いかにして中國を統治すべかという問題に焦點を當てていた。注目されるのは、安岡正篤が、中國統治について議論する際に、「今のは滿洲から起つて中原を取り、清朝を樹てた話であります。次は蒙古から這入つて宋を亡ぼし、中原を支配した元です。この元の政治は、清とは違つた意味で日本の參考になります」。「それ故に、我々は支那の四千六百餘年の永い歴史を通じて、蒙古、滿洲民族が如何にして支那を治めたか、その統治の跡を顧みることは、非常に有意義なことであると信ずる」と述べていることである。³⁰⁾つまり、元、清の統治経験は日本にとって非常に參考になるとされ、蒙古が宋を、滿洲が明を滅ぼした時のように、當時の日本が國民黨を攻撃したことで、漢人の民族意識が高まり、異民族統治に對する抵抗意識を強めたことに注意を促したのであった。³¹⁾

水野梅曉は中國史において蒙古人、滿洲人のみが中國全體を統治する異民族政權を打ち建てており、日本が支那事變の後、最も急ぐべきことは、中國を侵略した第三の異民族として、清、元兩王朝を研究し、中國を統治するための知識を獲得することだと述べた。³²⁾

異民族が天下を掌握せる場合には、支那人の統治に更に一段の苦心を拂はねばならないことは、元や清の歴史を見れば明かである。今や皇國は東亞新秩序の建設といふ大業に乗り出し、日支の關係を眞の唇齒輔車の關係に置かんがため、絶大の努力を傾倒しつゝある。その努力をして有終の美を收めしめんがためには、支那及支那人を根本的に理解

し、且過去に於けるその統治者の業績を検討して置くことが必要である。⁽³³⁾

三、委託案における羽田亨の役割と影響

(一) 東亞研究所の設立と「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託事業案

前述のように、日本軍が盧溝橋で起こした事件により、東方文化學院の運営方針も影響を受け、外務省官僚齋藤良衛は東方文化學院に中國の古典研究だけでなく、中國社會の現實的な問題を研究することを提言し、かつ研究方式もより目的性、組織性を必要とする⁽³⁴⁾と述べた。この提言は實は軍部方面から出されていたようである。⁽³⁵⁾この提言に對する兩研究所の反應は全く違っていた。東京研究所が現代中國に關する研究を加える意向を表明したのに對し、京都研究所は從來の古典研究という方針を維持し續け、兩研究所の方針は完全に分かれることになった。昭和十三年、外務省では分離を認めて、東方文化學院を解體し、東京研究所を東方文化學院とし、京都研究所は東方文化研究所と改稱することにした。⁽³⁶⁾

昭和十三年（一九三八）、日本政府はより中國を理解し政策を全面的に策定するために、興亞院、東亞研究所などを設置した。東亞研究所は、企劃院調査官池田純久によって、⁽³⁷⁾當時總理であつた近衛文麿を總裁とし、滿鐵理事、貴族院議員であつた大藏公望を副總裁とすることとされた。⁽³⁸⁾

東亞研究所の設置目的は、日中戰爭を背景に日本が大陸侵略を本格化するなか、中國、ロシア極東、南北太平洋、インド、西アジアなどアジアの廣い範圍を對象にして學術的な調査・研究を行い、日本の大陸をめぐる國策について意見を具申することであつた。調査地域がかなり廣かつたため、東亞研究所だけで全地域の調査を行うわけではなく、必ず他の研究機關と協力する形で調査を進めた。これらの調査・研究の成果は數多く出版されている。⁽³⁹⁾内部組織は以下の五部に分け

られた。第一部（企劃班、業務班、自然科學班、統計班、翻譯班）、第二部（ソ連班、外蒙青海班、回教班、滿洲班）、第三部（支那政治班、支那社會班、第一支那經濟班、第二支那經濟班）、第四部（南洋第一班、南洋第二班、大洋班、列國班）、第五班（印度ビルマ班、英國班）である。⁽⁴⁰⁾

調査方針は調査対象地域と日本の関係を中心として、主に國策を定めるための資料の収集など、実用的な研究に従事するものだった。東亞研究所が、調査・研究を單獨で行えない場合は、在來の各種調査機關や専門家と協力し、それらへ委託助成する形で行われた。研究所の創設當時（昭和十三年八月）、優先的な調査研究事項は、1. 中國、2. ソ聯邦の東方政策、3. 英國の東方政策、4. 南方諸地域の資源及びこれら諸地域との貿易、5. 東亞を中心とする世界貿易、6. 回教徒というものであった。⁽⁴¹⁾

（二）委託案における羽田亨の役割

そのため、日本の軍事侵略の擴大に伴って、日本政府は必然的に中國人と接觸することになるため、前述のように中國の歴史において異民族が如何に漢民族を統治したかを日本の國策の参考にしようとした。⁽⁴²⁾ 昭和十三年（一九三八）十一月八日、東亞研究所は東方文化學院と東方文化研究所に「清時代ニ於ケル異民族統治問題研究」調査案を委託した。⁽⁴³⁾ 外務省外交史料館所藏の文書によれば、その後東亞研究所の上層部と兩研究所の所長、研究員が數回打ち合わせを行った。打ち合わせの参加者は兩研究所の所長（服部宇之吉、松本文三郎）を除くと、後にこの委託事業案の擔當主任になった池内宏、羽田亨、瀧精一などであった。⁽⁴⁴⁾ 十二月三日、「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託案が提出され、池内宏が擔當主任を務め、東京帝大と京都帝大の東洋史卒業生が招集され、囑託研究員として研究に従事することになった。⁽⁴⁵⁾

この委託事業案は東亞研究所の第三部支那政治班の業務に屬することになり、⁽⁴⁶⁾ 昭和十七年、東亞研究所が研究報告を受

け取った後、第三部支那政治班の中村治兵衛が北魏、金、元の部分、沼田軻雄が清の部分を編纂することになった。⁽⁴⁷⁾同年の年末、部分的成果が機關誌である『東亞研究所報』に掲載され、翌年に『異民族の支那統治概説』が出版され、さらに、その翌年には、中村治兵衛が遼の部分を増補し、『異民族の支那統治史』が出版された。

外務省外交史料館に残されている公文書と『羽田亨日記』から、東亞研究所と東方文化學院、東方文化研究所との間の打ち合わせの過程を知ることができる。公文書によれば、東亞研究所が委託した計案には、前述の「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」以外に、「清朝ノ漢民族及邊疆民族統治政策問題研究」があったことがわかる。前者の成果が『東亞研究所報』に掲載された論文四篇、『異民族の支那統治概説』及び『異民族の支那統治史』であり、後者の成果が『清朝の邊疆統治政策・異民族の支那統治研究』である。⁽⁴⁸⁾『清朝の邊疆統治政策』の「はしがき」に、「本書は先に本研究所（東亞研究所）が「異民族の支那統治事例」と題して當時の東方文化學院東京研究所、京都研究所（現東方文化學院、東方文化研究所）に對して委嘱せる研究報告中、特に清朝の邊疆統治政策に關する三論文を集めたものである。」と述べられている。⁽⁴⁹⁾「異民族の支那統治事例」は前述の「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」のことだと判断でき、両者が同じ計案を指すものと考えられる。⁽⁵¹⁾

次に、「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託案について検討する。公文書の中で、委託案名稱は昭和十三年十一月八日から十二月二日まで、ほぼ「清時代ニ於ケル異民族統治問題研究」となっている。これによれば、東亞研究所の最初の構想では、委託案の中心は清朝であったことが分かる。十二月三日、東亞研究所と兩研究所の上層部が初めて相談を行った。『羽田亨日記』には、この相談について次のように述べている。

今夜中央亭にて東亞研究所理事原林唐澤岡本氏等と會す松本瀧池内氏等同席外に研究所の主事大上氏等二三ありかね

て東亞研究所に依頼ありたる研究依囑事項につき隔意なき相談をなす。⁽⁵²⁾

東亞研究所の上層部は唐澤俊樹常務理事兼第一部長、林桂理事兼第三部長、原敢二郎理事兼第四部長、岡本武三理事兼第五部長、大上末廣調査主事等であり、東京研究所の代表が池内宏、瀧精一、京都研究所の代表が松本文三郎、羽田亨であった。東亞研究所側は總裁と副總裁を除くと、他の幹部が全員出席しており、委託案を重視する姿勢が見られる。それ故、羽田亨は今回の相談について「隔意なき相談をなす」と述べた。次に相談後に確認した委託案の草案内容について記す。

目的

異民族トシテ支那ヲ支配シ稀有ノ成果ヲ收メタル清朝ノ諸政策ヲ主トシテ調査シ、併セテ金及元朝に及び、以テ東亞新秩序の樹立新東亞體制ノ確立テウ帝國使命ノ遂行上、參考ニ資ス。

資料集作成ノ要領

資料ノ採擇ハ各朝ガ制壓的反面ニ伴ヒ、各種ノ工夫ヲ重ネ、民衆生活ノ安定、民心ノ收穫ヲ意圖セシ事例ニ重キヲ置ク。⁽⁵³⁾

上記のように、この委託案は清朝が中國を統治した諸政策を理解するとともに、時代を元、金まで遡って、日本が中國を統治する際の参考とするのが主な目的である。この協議に基づき委託案の範圍が清朝のみから清、元、金三朝に擴大し、委託案の名稱は「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」となった。ここに遼が含まれない理由は二つあった。第一に、遼の

統治領域が東モンゴリア、マンチュリア、華北の一部だけであり、中國の全域を領有しなかったからである。第二に、遼の支配民族は契丹人で、清の支配民族である滿洲人とは性格を異にする民族であったため、委託案の研究對象の資格に合致しなかったためである。

調査項目は以下のとおりである。⁵⁴⁾

(一) 支那本土侵入前ノ工作

1. 塞外諸民族ノ連横運動
2. 對漢民族政策

(二) 支那統一後ノ行政

1. 支那ノ邊疆統治ノ行政機構
2. 支那内地ニ於ケル保甲制、里老制
3. 上下ノ意志疏通

(三) 軍制

1. 支那内地ニ於ケル各種軍ノ組織及ビ其ノ配置
2. 支那邊疆ニ於ケル兵備

(四) 官吏登庸

1. 諸民族ノ官吏登庸及ビ禮遇
2. 諸民族出身官吏ノ相互牽制

(五) 戸籍、婚姻

1. 身分ノ規定、戸籍ノ編成
2. 婚姻ニ關スル諸政策

(六) 土地政策

1. 支那内地
2. 支那邊疆

(七) 財政經濟ニ關スル諸政策

1. 徵稅
2. 賑恤
3. 交易

(八) 交通政策

(九) 宗教政策

1. 邊疆諸民族統治ニ於ケル諸宗教ノ利用
2. 漢民族ニ對スル宗教政策

(十) 文化、教育政策

(十一) 習俗ニ關スル諸政策

(十二) 民族同化問題

1. 自己ノ民族性保持ノ諸政策

2. 弱小民族ノ同化政策
3. 元、清ニ於ケル封禁ノ問題

(十三) 叛亂

1. 諸民族叛亂ノ原因
2. 叛亂ノ對策

(十四) 清朝ノ没落

1. 扶清滅洋運動
2. 排滿興漢運動

前述のように、東亞研究所は清朝の中國統治と具體的な政策を中心に調査することを希望しており、草案の調査項目は地方基層行政制度、軍事制度、官吏登用制度、土地制度、財政・經濟政策、交通政策、宗教政策、文化教育政策、習俗、民族政策、反亂の原因と對策など、多岐にわたっていた。これらの調査項目は清朝の中國統治政策に適用するだけでなく、そのほかの異民族に擴大する可能性を持っていた。ただ清朝の没落という項目は清朝限定であったと言える。また、十二月十五日、二十二日の文書に掲載された委託案名稱は「支那ニ於ケル遼、金、元、清ノ各朝ガ漢民族ソノ他ノ異民族統治ニ關シテ採レル政策」と「遼、金、元、明、清等諸朝ノ時代ニ於ケル漢民族統治ヲ主トスル研究」であった。公文書には委託案名稱の變更の原因に關する記載がないため、實際の狀況はわからない。しかし、これらの項目は東亞研究所の希望する範圍（清、元、金）を超えていた。上述の調査項目の狀況と併せて考えると、學者側はできるだけ關聯分野の若手研究者たちが參加できるように企劃したのだと思われる。

十二月二十七日、委託案の囑託研究員は三上次男、旗田巍、松本善海、周藤吉之、村上正二、百瀬弘などの六名に決められたが、彼らは全員東京帝大東洋史専攻の出身であり、京大の部分はまだ決められていなかった（詳細は後述する）。一九三九年一月十六日、東亞研究所側は池内宏らが企劃した計劃の内容に對して、まだ不満があつた。『羽田亨日記』には次のようである。

朝東亞研究所を訪ひ唐澤原兩理事と會談林理事支那に出張とて不在なり。……四時池内君を訪ひ雑談す研究所にて池内氏より提出の研究依頼項目に多少の不満ある旨をも傳へ報告は先方希望の線に沿へるものを出すことに無論諒解の筈なるも更にこの點に力を入れることにお互に致したしと話し置けり五時過ぎ……⁵⁶。

一月十六日、羽田亨は東亞研究所を訪れたが、委託事業案を擔當していた第三部部长林桂理事が中國に出張していたので、唐澤俊樹と原敢二郎にのみ相談した。その後、羽田は池内宏のもとを訪れ、東亞研究所側が委託案の池内による草案の内容に對して多少の不満があることを傳え、東亞研究所の要望に沿って進めるよう池内宏に傳達した。⁵⁷委託案の名稱から見ると、東方文化學院は十二月三日の草案の名稱（清、元、金）から十二月十五日（遼、金、元、清）、二十二日（遼、金、元、明、清）にそれを擴大した。これは東亞研究所の構想範圍を超えており、東亞研究所から不満が示された。羽田亨は東亞研究所と池内宏の間に立つて調整し、重要な役割を演じた。

一方で、池内宏がこの委託案について東亞研究所の管理層と協議していることを示す記載は、ほぼ見当たらない。少ない記載の中、旗田巍による思い出には次のようなエピソードがある。

(池内) 先生は確かに軍部がきらいだ。それで私はしかられたことがあるんです。昭和十三年に東亞研究所というのが出来ましたね。あそこに私は行きたいと言ったことがあるんです。向こうからも来ないかという話もあったので、先生にご相談に行っただんです。そしたらしかられちゃって、「お前、何と思ってる。あそこは軍部だとか官僚がやっているところだ。そんなところへ行くんなら、縁を切って行け」と(笑い) 激しいけんまくで、それでやめちゃった⁽⁵⁸⁾。

これは池内宏が軍部嫌いであることを示しており、羽田亨が東亞研究所と池内宏の間を取り持った理由の一つであると推測される。

一月三十日、羽田亨の努力により、委託案の名称は「清、元、金等各朝ノ諸民族統治事例」となり、研究期間は昭和十四年一月一日から昭和十五年十二月三十一日までの二ケ年とされた。そのほかの協定事項に「業務進捗状況ニ關シテハ東亞研究所ニ定期報告スルコト」と記されていた⁽⁵⁹⁾。この委託事業案を擔當していたのは第三部であったが、『羽田亨日記』によれば、羽田はこの委託案に關して原敢二郎理事兼第四部長に六回相談しており(一九三九年一月十六日、一九三九年十一月十一日、一九四〇年二月十二日、一九四〇年三月二日、一九四〇年五月二十八日、一九四〇年九月二十七日)、また、林桂理事兼第三部長に二回(一九三九年六月十三日、一九四〇年二月十六日)、唐澤俊樹常務理事兼第一部長に一回それぞれ相談していた(一九三九年一月十六日、一九三九年四月十四日⁽⁶⁰⁾)。このように、羽田亨は委託案實施期間である二年の間に、東亞研究所の理事たちと何度も會談しているが、これらはおそらく定期的な報告ではないかと思われる。

注意すべきなのは、羽田亨が原敢二郎と相談した回数が一番多いことである。一九四〇年三月二日に、

午後東洋史研究室にて東亞研究所の清朝の異民族統治方針研究中の諸氏と會合、研究所にて原理事より聞きたる研究

方針につき傳達。⁽⁶¹⁾

と述べている。又、一九四〇年九月二十七日に

東亞研究所を訪ひ原理事に面會異民族研究は一月―三月の間を残務整理として存置のこと、その後を如何にする見込ミかにつきて不在の林課長に意見を聞きおきくれられ度旨依頼す。⁽⁶²⁾

と述べている。この委託案の擔當部長は林桂理事であつたが、頻繁に中國に出張していたので、實際、委託案に參與した程度は少ないと推測できる。このため、實際には原敢二郎理事が委託案を擔當していたことが確認できる。⁽⁶³⁾

(二) 漢民族の同化力説について

前述のように、この委託事業案は、國策機關である東亞研究所により行われたものであり、異民族が中國を如何に統治していたのかを理解しようとするものであつた。それゆえ、漢人統治政策を中心課題にして、邊疆統治政策を補助的な課題としている。『東亞研究所報』に掲載された論文四篇⁽⁶⁴⁾、『異民族の支那統治概説』、『異民族の支那統治史』によれば、漢文化に強く抵抗し、非常に多くの色目人を登用した元朝を除いて、北魏、金、清では、統治範圍の擴大に伴い漢民族の人口が増加し、最終的に中國の官僚制度と風習を完全に習得して、漢民族と同化する道を進んだとする。これらから、漢化・同化が中心課題であつたことが分かる。當時、漢化・同化に關する課題について羽田亨自身が研究に取り組んでいた以下では、羽田亨の關聯する研究及びその委託事業案に及ぼした影響について検討したい。

東洋史學の發展を遡ると、モンゴル、契丹、女眞、滿洲など北方民族の歴史が重視されてきたが、とりわけその中國文明（漢文化）との關わりが注目されてきた。明治四十四年（一九一三）、狩野直喜はモンゴル民族の漢文化に對する態度を檢討し、次のように述べた。

抑元が蒙古から起つて金を滅し、江南を平げたにつきては、支那の文明に接觸し、これを吸収した事は勿論であるが、其支那文明に對する態度は同じ非漢人種で中國の主となつた現朝とは大に違つた所がある。それは第一現朝は其進關の初から支那文明を除いては滿人固有の文明を持つて居なかつたが、元はこれに反して支那を征服せぬ以前其領土が西に擴がつて居たから、回教國の文明などからも影響されて、其程度からいつたら元の方が遙に高かつた。それで支那の文明に對する態度も違つて居たのではあるまいか。⁽⁶⁵⁾

ここで注目すべきなのは、モンゴル人は中國文明に接觸する前に、中央アジア系文明を吸収していたので、他の異民族の中國文明に對する態度とは全く違つていたとする點である。

大正二年（一九一三）、内藤湖南は「支那論」において、次のように述べている。

異種族たる遼などは、矢張り其の種族のものだけで國をたて、いかなければならぬやうな傾きがあつた。さうして稀に支那人を用ゐたことがあるに過ぎない。……金の世宗などは、専ら其の考であつて、この異種族が漢人の風俗習慣にかぶれると、それが爲に弱くなつてしまふ、成るべく漢人の風俗習慣にかぶれないやうにするのが、自分の民族の本質を維持し、其の強さを保つて行く所以であると考へた。……蒙古から起つて支那を一統したのであるが、是れも

其の民族政策の出発點は矢張り餘り支那の文明にかぶれない方であつた。……殊に蒙古人は支那本部を征服する前に、既に中央亞細亞から歐羅巴に掛けての諸國を早く征服したが、是等の國には支那に劣らない所の一種の文明を有つて居つた。⁽⁶⁶⁾

内藤湖南は遼、金、元の漢人統治及漢文化に對する態度を分析したが、その中で元朝の漢文化の態度に對する内藤の見解は前述の狩野直喜のそれとほぼ同じである。

大正五年（一九一六）、箭内互は「元代社會の三階級」について、「漢人は國民の大多數を占めしのみならず、漢人の文化の程度は蒙古人の其れとは同日の談にあらざりしが故に、帝國の官吏、殊に文官としては多數の漢人を採用せざるを得ず。而も是れ固より蒙古の君臣の喜ばざる所、極言すれば實に國家の深憂とも禍源とも見ゆべし、是れに於いて彼等は文化の程度に於いて、はた又官吏としての才能に於いて、殆んど漢人に拮抗するに足り、且つ漢人に對して何等恩怨なき色目人を拉し來り之を重用し、以て一面漢人を牽制し、一面自家の安全を計るの方針を採れり」と述べた。⁽⁶⁷⁾ 箭内互の觀點では、主に元朝の社會階級と官制を検討し、モンゴル人は漢人の發達した文化を吸収・利用する一方で、漢文化に對する防備を重視したと解する。

上述のように、西洋の文明論の影響で、文明や國家が互いに交流する場合、文明の發達程度が高い側は必ず低い側を同化するという觀念が當時の東洋史研究者に受け入れられていた。⁽⁶⁸⁾ そのため、必然的に北アジア諸民族が漢文化に同化されたとみなす見解が定説になった。

昭和三年（一九二八）、羽田亨は前述の諸學者による異民族の漢文明に對する態度についての研究を基礎に「元朝の漢文明に對する態度」を提出した。

元朝一代を通じてすべての方面に蒙古至上主義を貫徹しようとし、漢文明に對しても、敢えてこれを尊重し模倣する態度を執らなかつたと考へて差支なく、大體の上から見て、他の北人諸朝の執つた態度と甚だ趣を異にして居ると見て誤らない。然しながら此の相違を以て、同一の事情から生み出された史上の一異例と認むべきではない。元朝がかく他の諸朝と異なる態度を執るに至つたのは、必ずそこに然るべき理由が別に伏在して居つたに相違ない。⁶⁹

以上のように、羽田亨はモンゴル人が建てた元朝が漢文明に對して距離を置き、或いは表面的に尊重しつつ、モンゴル至上主義を貫いていたことを認めた。契丹、女眞、滿洲よりも、モンゴル人は中國以外の世界の諸文化（インド、中央アジア、ロシアなど）と接觸した経験があり、且つ強大な武力を持つて世界を制覇した自信から、漢文明と距離を置いたとする。

昭和四年（一九二九）、羽田亨は西域文化を考察し、「凡そ相異つた文明を有する兩者が相接して住む時に多少ともに互に其の有無長短を融通し、影響を及ぼし合ふべきは勿論のことであつて……」と述べ、西域文明と漢文明の間に文明交流があつたものの、西域文明は漢文明の影響をあまり受けていなかったことを認めた。⁷⁰

さらに、羽田は元と他の北族王朝を比較して次のように述べる。⁷¹ 他の北族王朝の中で、北魏の孝文帝は積極的に中國文明を吸収し、最終的に中國化してしまつた。遼の初期、契丹人は中國に深く入らなかつたので、北魏のように積極的に中國文明を吸収することをあまりしなかつた。そして、太宗の時期に漸く中國の官制と儀禮を採用した。遼よりも、金朝の領土はより廣く、かつ深く中國に入り、太宗の時期に中國文明を吸収しはじめた。熙宗の時期になると、さらに早く吸収するようになった。清朝の康熙帝、乾隆帝は儒と自稱し、康熙字典、四庫全書を編纂した。注目されるのは、北族王朝が中國文明を吸収することで當該民族の國民性の喪失を招いたかどうかということに關する羽田の見解である。⁷² 羽田は北族王朝の中國文明に對する態度を次のようにまとめている。

所で多くの學者の説を見ますと、支那文明といふものは非常に根柢の深く固いものである、……。……北方民族はいふまでもなく文化の程度に於て漢民族よりも低級のものである、この文明の程度の低い民族が高級の文明を持つて居る所の支那人の間に入つて來て、その文明に接するのでありますから、これは自然のこと、して漢文明をその間に攝取しなければならぬわけで、逆に文明の程度の高い者が低いもの、眞似をするといふことは特別の事情の存せざる限り有り得べからざることである、だから北方種族は幾ら自分の固有の文化を保つて行かうとしても、それは出来ないことであつて、警戒しながらも漢文明の感化を受けることになつてしまふ、……。⁽⁷³⁾

このように、文化の相互影響から見ると、もちろん文明程度の低い北族が文明程度の高い中國から吸収していたわけであるが、中國も北族文明の影響を受けていたと、羽田は考えていた。羽田は漢化・同化の過程をさらに考察し、この同化という過程が漢族自身ではなく、外部から中國に入った民族自身の主導によりなされたとし、「前述の如く蒙古民族を除く外比々みな同じであつたから、これ等の政權の立てられることに、その時代の文化の方向は、從來の漢文化を繼承してこれを維持し保存することに向けられ、治下の漢族をもこの方向に驅り立てたことはいふまでもない。従つて新功夫の下に新學問新文化を建設することよりも、先づ以て古典古文化への新たな保存解釋の方向に進むべきことは當然であつて、これが支那化をして、古來その特徴として保守の形を取るに至らしめた大なる因由の一つであらう」と述べた。⁽⁷⁴⁾一方、遼が「漢人の知識を採用したにしても自から特種の制度を施いてこれを統治し、文字の製作を始として、独自の契丹文化を發達せしめた」のに對し、金、西夏の場合、「たとえその努力にも係らず、彼等の漢文化に同化せられる勢は滔々として防ぐ可らざるものがあつた」が、遼、金、西夏はいずれも民族的に深い自覺を持っていたとする。⁽⁷⁵⁾

當時の東洋史の研究者たちはこうした漢文明優勢説の影響を受けていた。たとえば、百瀬弘は統治民族と被統治民族の

文化の發達程度によつて征服國家を分類することを考えた。⁽⁷⁶⁾ 宮川尙志は元々、宣撫政策は漢民族が異民族に對して用いたものであるが、中世から近世にかけて、異民族が漢民族に對して用いるようになり、近世になると意識的に民族的自覺に目覺め自身の風俗習慣を保持した遼金元朝が宣撫政策を實行すると以前の異民族國家のそれより成功し、清朝の場合、遼、金、元朝のそれより成功したと述べた。⁽⁷⁷⁾

また、委託案に参加した研究者のなかには、そこでの研究成果を基礎にして、その後研究を展開していった者もいた。宮崎市定は、羽田亨の見解を踏まえ、清朝が異民族を統治する際に民族間の言語をいかに扱っているのかという問題について考察し、⁽⁷⁸⁾ 安部健夫は清朝の漢民族に對する統治思想を考察した。⁽⁷⁹⁾

戦後初期の一九五〇年代、宮崎市定は『雍正帝』などの論著を出版し、安部健夫とともに京都大學人文科學研究所にて『雍正誅批論』⁽⁸⁰⁾を會讀する共同研究班を組織した。二人はつづいて『元典章』の共同研究班を組織した。宮崎市定と安部健夫は異民族支那統治委託案の成果をふまえて、戦後、元朝・清朝史の研究を續けたのである。⁽⁸⁰⁾

『異民族の支那統治史』が出版された後、和田清は「本書はさすがに専門諸家の眞劍なる基礎研究に基づいてるだけであつて、餘り甚しい杜撰はない。殊に新進諸家の研究だけあつて遼金元清等北方諸民族の社會組織の進展等については頗る新鋭なる見解が多い」と高く評價している。⁽⁸¹⁾ これによつて、この委託案について池内宏と羽田亨の指導の下、囑託研究員は異民族が中國を如何に統治していたかに焦點を當てながら、史料を基礎にした實證的な研究を進め、學術研究としての主體性を維持していたことが分かる。

(三) 囑託研究員の調整

次に囑託研究員と『異民族の支那統治概説』の諸章節の構成を検討したい。囑託研究員は十六名であり(東京研究所六名、

表

番號	名前	卒業校/年代	擔當課題	概説章節
1	三上 次男	東京帝大/1932	金朝前期に於ける漢人統治政策 金朝の諸制度と金朝治下の漢人— 金朝の官制と漢人官吏登用制度	第1編第2章第1-5, 9節
2	村上 正二	東京帝大/1937	元朝の諸制度と漢人統治制度	第1編第3章第3, 5, 6節
3	百瀬 弘	東京帝大/1932	清朝の異民族統治に於ける財政經濟 政策	第2編序説 第2編第3章
4	周藤 吉之	東京帝大/1933	清朝の土地制度—特に八旗の田制	第2編序説 第2編第2章
5	松本 善海	東京帝大/1935	清朝の村落統治政策—里甲制より 保甲制	第2編第4章
6	旗田 巍	東京帝大/1931	清朝の異民族統治策より見たる朝鮮	第2編序説 第2編第6章第3節
7	内田 吟風	京都帝大/1931	北魏の社會と民族	第1編第1章
8	外山 軍治	京都帝大/1933	金の對契丹人政策 金の對宋政策	第1編第2章第6, 8節
9	愛宕 松男	京都帝大/1935	元の對漢人政策	第1編第3章第2, 3, 4, 5, 7節
10	野上 俊靜	大谷大學/1930	遼金元の宗教政策	第1編第2章第7節 第1編第3章第8節
11	宮崎 市定	京都帝大/1925	清朝の官制及官吏登用法	第2編第1, 2章
12	田村 實造	京都帝大/1929	清朝の文化政策 清朝の蒙古統御策	第2編第5章第4節 第2編第6章第1節
13	安部 健夫	京都帝大/1928	清朝初中期の思想對策	第2編第5章第1, 2, 3節
14	小川 裕人	京都帝大/1932	清朝の婚姻制度の研究	第2編第5章第5節
15	宮川 尙志	京都帝大/1935	清朝の宣撫救賑工策	第2編第5章第6, 7節
16	羽田 明	京都帝大/1935	異民族統治上より見たる清朝の回部 統治政策	第2編第6章第2節

『東京帝國大學卒業生氏名録』、『京都帝國大學卒業生名簿』、『異民族の支那統治概説』により作成した。

京都研究所十名)、書かれた論文は十九篇である。その内、清朝に關する論文が十一篇(東京研究所四篇、京都研究所七篇)、金朝に關する論文が四篇(東京研究所二篇、京都研究所二篇)、元朝に關する論文が二篇(東京研究所一篇、京都研究所一篇)、北魏に關する論文が一篇(京都研究所)、総合論文が一篇(京都研究所)であつた。(表を参照)

すでに述べたとおり、昭和十三年(一九三八)、東方文化學院が解體され、東京研究所は「新」東方文化學院となり、京都研究所は東方文化研究所となつた。表の番號1〜6の「新」東方文化學院の囑託研究員について、百瀬弘を除くと(委託案成立後に加)、三上次男等五名は金朝二篇、元朝一篇、清朝二篇を委託案の成果として提出した。

當時の東方文化研究所の所長、松本文三郎は「歴史的研究をやるのが研究所の當初からの使命だから、そういうことは出來ん」と述べて初め

は委託案を断った。當時京都帝大文學部部長であった羽田亨は、滿洲事變以來、對滿文化事業や日滿文化協會の仕事に繼續して當たっていた。その頃に、東方文化研究所からは離れた形で、京大東洋史學專攻出身の若手研究者を集めて委託案を指導した。外務省としては、羽田亨が若手研究者を集めて委託案を指導するにしても、やはり東方文化研究所がおこなうことが望ましく、兩研究所に委託事業案の主體となることを期待した。そこで、結局のところ羽田亨が東方文化研究所の評議員として委託案を引き受け、研究所が若手研究者を囑託として招くことになった。⁸³表の番號7、16の東方文化研究所の囑託研究員については一名増員して、内田吟風がもと委託案にはなかった北魏を擔當することになった。⁸³ほかの十名の囑託研究員は金朝二篇、元朝一篇、清朝七篇、總合一篇を委託案の成果として提出した。

『東京帝國大學卒業生氏名録』と『京都帝國大學卒業生名簿』によると、前述の囑託研究員の大部分は昭和五年から十五年にかけて大學を卒業しているが、戦時中の就職難に加えて、委託事業案の經費として、「東方文化學院、東方文化研究所各々年額壹萬壹千圓トシソノ經理ハ夫々同學院及同研究所に委託スルコト」とあることから、毎年一萬一千圓で、研究費の實際の金額は不明だが、相當數の研究員の生活費を支えることが可能になったと思われる。⁸⁴つまり、國策機關の委託案を受けるということは大きな經濟的収入を得られることを意味し、池内宏と羽田亨は囑託研究員の雇用をつうじて、研究者の生活の問題も考慮していたと思われる。

研究内容の變遷過程については、まず東亞研究所は清朝を中心に希望したが、兩者の打ち合わせのあと、清、金、元三朝へと擴大し、金朝を建てた女真民族と清朝を建てた滿洲民族は同じ民族とみなされて、金朝の研究は清朝についての理解を助けるものと考えられた。⁸⁵北魏と元朝は、それぞれ初めて中國華北と中國本土全體を統治した異民族王朝であったが、その統治政策も研究された。前述したとおり、清、金、元、北魏が研究対象になったのに對し、遼は委託案に入れられることはなかった。⁸⁶

羽田亨の委託案に対する影響についてまとめると、第一に、行政の調整について、羽田亨は東亞研究所の管理層とよく協調し、池内宏との個人的な関係を活かしつつ、優れた行政能力を持って、東亞研究所と「新」東方文化學院、東方文化研究所との間の協調につとめた。第二に、明治以来、狩野直喜、内藤湖南、箭内互は拓跋、契丹、女真、モンゴル、滿洲がいかに中國を統治したかという問題についての研究を續けており、羽田亨はこれらの學者たちの成果に基づき、北魏、遼、金、元、清朝の漢化について非漢民族自身が漢化を主導したという説を提出した。この所説は委託案の研究の基本構想へとつながり、研究成果の大部分がその影響を受けた。第三に、公文書と『羽田亨日記』から、委託案の調査範圍が當初の清朝のみから清、金、元に、さらに清、金、元、北魏へと擴大したことが分かる。この變化の過程は東亞研究所の委託案に對して、「新」東方文化學院、東方文化研究所が相當程度の自律性を發揮したことを示している。

四、成果の特徴と再利用

委託事業案の企劃と成果を見ると、中心的な課題は異民族の漢人統治策であり、官制、軍制、財政、社會、文化、宗教などを含んでいた。次に重要な課題は異民族の邊境統治策で、異民族がいかにして他の異民族を統治するかという課題であった。以下、『東亞研究所報』、『異民族の支那統治概説』、『異民族の支那統治史』の中で、重要な概念である南北對抗史觀、漢人統治策、邊境統治策を検討したい。

(一) 異民族王朝の中國化

異民族王朝の創建者は中國北方からやって來る遊牧民、半狩獵半農耕民、半牧畜半農耕民である。『異民族の支那統治

『概説』の編纂を擔當した第三部支那政治班の中村治兵衛は「序説」で次のように述べている。

北魏・金・元・清の四異民族が如何に支那を統治したかについて概略を述べるに先立つて、これら異民族の支那統治の一般的形態を考察して見やう。……支那大陸の歴史（阿片戦争前における）の大勢は、南北抗争史即ち南方民族と北方民族との対立抗争史であるとは、夙に白鳥庫吉博士の提唱せられた處である。……換言すると、南北抗争史とは農耕民族と遊牧・狩獵半農耕・（牧畜半農耕）民族との闘争史でもあつたのである。此の北方民族が南方民族を壓倒し、支那中原に政權を樹立したのが所謂異民族王朝であることは云ふ迄もない。……異民族の支那統治を考へる場合、まづ第一にかゝる民族の社會經濟的竝に文化的差異を認識しなければならぬ。⁸²

中村治兵衛の論述は白鳥庫吉が大正十五年（一九二六）に提出した「南北對立」論を繼承し、南は農耕民、北は遊牧民、半狩獵半農耕民、半牧畜半農耕民と位置付けていた。次に征服國家の構造を論述しているが、注目すべきなのは、百瀬弘が征服國家の類型を二つに分けていることである。

即ち、第一の型に於いては統治の組織乃至政策は征服民族固有のものに準據し、かかる組織乃至政策を發展せしめるために如何にして被征服民族固有の政治乃至社會の組織を變質せしむるかに統治政策の基礎が置かれる。従つて統治の主體の構成分子の中に被征服民族の一部を包含することがあつたとしても、其れは補助的便宜的意味で行はれるに過ぎない。之に反して第二の型に於いては征服民族固有の未熟な統治組織では被征服民族の統治が不可能である爲に、被征服民族の間に存してゐた政治組織及び政策を全面的或ひは部分的に採用することによつて、征服國家としての新

しい統治組織を創造することを必要とする。……然るに第二の型に於いては、征服國家の新しい統治組織乃至政策は甚しく被征服民族固有の其れを反映したものであつて、征服民族固有の統治組織乃至政策に決定的な變革を加へることによつて成立する。而して其の極端な場合には征服民族固有の統治組織乃至政策は全く消滅し、征服國家の統治組織乃至政策は被征服民族固有の其れを踏襲するに至る。かくして第二の型の場合に於いては、統治機構を征服民族のみによつて活用することは困難であつて、統治の主體に於ける被征服民族の役割は當然重要性を持つに至るのである。⁸⁸

以上のように、百瀬弘は征服民族と被征服民族の文化程度の違いに基づいて、征服國家を二つの類型に分けている。一つは征服民族の文化が被征服民族のそれに比べて、より發達している場合であり、國家の政治、社會組織などは征服民族に固有なもので形成されている。もう一つは征服民族の文化が被征服民族のそれに比べて、劣っている場合であり、國家の政治、社會組織などは被征服民族に固有なものを踏襲している。清朝の國家形態は後者に屬する。⁸⁹

北魏を擔當した内田吟風は「實に異民族にして支那を統治した最初の王朝北魏は、非征服者たる漢族の統御に成功し乍ら過度の同化（漢化）政策をとり、征服者たる自民族の保護統治を誤つたがため、遂に支那統治に失敗したのである」と述べた。⁹⁰ 金朝を擔當した三上次男は「女眞族の國家としての金は新たに女眞族を支配者とする漢族の國家となつたのである。……一言にしていへば漢民族に對して高度の妥協政策が取られたのである」と述べた。⁹¹ 清朝の宣撫政策の研究を擔當した宮川尙志は「近世の中でも遼金元に比しては清朝が最も巧みである。けだし清朝は自己の民族を犠牲とすることなくして漢族文明の長所を占有しえたからである」と述べた。⁹² 委託案の成果である『異民族の支那統治概説』の編纂を擔當した中村治兵衛は上述の見解を踏襲し、「元が征服國家の色彩濃厚であつたのを除いて、他はいづれも征服國家の形態をとらずに、在來の支那人王朝と大差のない絶対專制君主國家の體制」であると述べた。⁹³

例外として元朝について、愛宕松男は「蒙古人の支那支配は、前後百五十年間繼續せられた。其の間、蒙古人本位の統治と云ふ最高目標は終始一貫して變わらなかつたのであるが、……政治・經濟の重點を直接間接蒙古人に保留しつつ、其の中央集權體制を強化し、これが目的完遂の爲に、一面、色目人の全面的な支持を要求すると共に、他面漢人の一部の利用をも怠らなかつたのが其の真相であつたと思はれる」と述べた。⁹⁴⁾

中村治兵衛はさらに異民族が中國を統治する際の特徴を次のようにまとめた。

(一) 少數の異民族は多數の漢人の統治に直面し、漢人以外の民族を自らの股肱とし、準支配者として優遇したこと。金代の契丹人、元代の色目人、清代の内蒙古人等がそれである。(二) 政治的權力の支柱たる兵制において、各々部族制より發達した獨得の制度を實施し兵權は支配民族が掌握してゐたこと。即ち北魏は八國制、金は猛安謀克制、元は千戸、萬戸府制(軍戸制)、清は八旗制を施行した。(三) 行政機構における官吏の任用において特種の用意を行ひ、支配民族は容易に高官に就任したが、漢人は主として下級行政機構部門に多く採用したこと。これは金・元・清を通じて見られる處である。⁹⁵⁾

以上のように、金、元、清による中國支配の共通點は優秀な漢文明に接觸した時に、契丹人、色目人、内蒙古人等を利用して漢人を監視し、兵權を握る一方、漢人の多くを下級行政機關での官職に任じて、官僚機構を維持したことである。

異民族王朝の崩壞の原因は、大體中國傳統王朝のそれと同じで、異民族の角度から見れば、異民族自身の統治意識の衰退、漢人后妃・官僚勢力による後宮の中國化、官僚の腐敗、兵力の不振、異民族の統治人材の缺乏などが挙げられている。⁹⁶⁾興味深いのは、異民族は漢文化を受容しつつ、民族意識を覺醒して、中國の統治に成功したが、漢文化によつて後宮の

中國化、官僚の腐敗、兵力の不振、異民族の統治人材の缺乏などを招いて、王朝の衰退・滅亡を引き起こしたとする點である。一方、元朝は、中央アジア系文化を受容し、漢文化と距離を置き、蒙古至上主義を貫いたが、その王朝を維持できたのは僅か百年ほどであった。

これに對し、百瀬弘は論點を邊疆統治策に擴大して次のように論述している。

異民族の征服國家が多種の異民族集團を包含する場合には特に注意さるべき事柄である。……第一、國家の維持存立の爲に絶對に必要な一定地域の被征服民族に對する緊密な統治關係、第二、國家の維持の爲に絶對的に必要ではないが、事實上の緊密なる統治の不可能、國家の對外關係保持の必要、或ひは國家の威嚴維持からの必要等の理由から生ずる緩慢な統屬關係の兩者となる。而して第一の統治關係にある被征服民族に對する政策は征服國家の統治政策の中心を爲すものであるのに對し、第二の統治關係にある異民族に對する政策が征服國家の統治政策全體の中に占める位置の前者に比して遙かに重要性の少ないものであることは言ふまでもないことである。⁹⁸⁾

以上のように、百瀬弘は滿洲民族（征服民族）と非漢の異民族（被征服民族）との關係を取り纏めた。北魏、契丹、元に關する邊疆統治策の論述が少ないのに對し、金、清に關してはより詳細に書かれた。主な論點は以下のようである。1. 金朝の邊疆統治策は契丹人を優遇し、西北邊疆の守備を委ねた。清朝の邊疆統治策は「分而治之」であり、慰撫・懷柔策をとるほかに、漢人を分斷して統治し、互いに牽制させた。2. 宗教の影響力も考えて、清朝は反亂を起こした宗教リーダーを制壓する一方で、従順な多數のリーダーを支持し、分權を實施して監視した。3. 清朝は地方組織の再編を行い、蒙古の盟旗制、回部の三種の制度（州縣制、扎薩克制、伯克制）の併合、チベットのダライラマとパンチェン・ラマの利用な

どを行った。4. 清朝の理藩院は邊疆統治の最高機關であり、各地域に官員を駐在させて統治した。⁽⁹⁹⁾

(二) 委託案成果の再利用

委託事業案の研究成果は前述の『東亞研究所報』、『異民族の支那統治概説』、『異民族の支那統治史』以外に、他の刊行物と書籍にも掲載された。まず、宮崎市定が昭和十七年(一九四二)に編纂した『大東亞史概説』を基礎に増補した『アジア史概説・續編』には遼、金、元、清に關聯する敘述があつた。第二に、同年、總力戰研究所が所外學者に「占領地統治及戰後建設史」計劃案を委託したが、その成果である『占領地統治及戰後建設史』(草稿)と關聯公文書が防衛省防衛研究所に所藏されている。これらの著作の中に「異民族の支那統治」も含まれている。第三に、昭和十八年、『日本學研究』誌上に「支那に於ける異民族統治策研究號」を刊行した。ここでは、以上の三つの文獻について検討したい。

1. 宮崎市定の『アジア史概説・續編』

昭和十七年、政府の臨時閣議での決議により、文部省教學局に「東亞史概説編纂部」を設立した。その趣旨は「大東亞戰爭ノ意義ニ鑑ミ日本世界觀ニ基ク大東亞一體觀ノ立場ヨリ大東亞ノ歴史ト其ノ意義トヲ明カニシ、ソノ文化ノ特質ト諸民族隆替ノ様相トヲ探ネ特ニ我が國トノ關係及歐米諸國ノアジア經略ノ實情ヲ明確ニシ以テ我が國民の自覺トアジア諸民族ノ奮起トヲ促シ大東亞新秩序建設ニ資センガ爲大東亞史を編纂セントス」というものであつた。⁽¹⁰⁰⁾

編纂部は池内宏、羽田亨ら數十人を調査囑託に、鈴木俊、山本達郎、宮崎市定、安部健夫を編纂囑託に任命した。池内宏と羽田亨は編纂作業を實質的に指導し、編纂囑託四人は章節設定と内容整理を擔當した。⁽¹⁰¹⁾ 宮崎市定の擔當範圍は全編の前期(上古から唐まで)で、彼によれば、執筆は江上波夫ら十人に依頼した。⁽¹⁰²⁾ 上述の編纂名簿から見ると、「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託事業案の上層部であつた池内宏、羽田亨とその編纂囑託であつた宮崎市定、安部健夫は「大東

「亞史概説」の編纂にも参加していた。

注目すべき点として、教養局の官員と池内宏、羽田亨等との間で、『大東亞史』の範囲について議論があり、「最も大きな問題は、大東亞史なるものは、ビルマ以东の東アジアを範囲とし、その歴史は日本精神が東の果から起って、逐次この地域に光被して行かねばならぬという構想であった。……その際羽田亨先生から、たとえ文部省の方針であろうとも、後世の物笑いになるような歴史は書いてくれるな、と豫め戒められた」ことである。代案として、アジア史の範囲を拡大し、アジアの文化が西アジアから、シルクロードを経由して東方に向かい、終點の日本で冠絶する文化を形成し、逆方向で西に向かつて傳播するとした。⁽¹⁰⁾

昭和十九年、二回の審査を経て、内容はほぼ定まったが、翌年日本の敗戦により、文部省は協力者が戦争責任を問われないようにするため大東亞史關聯資料を處分することを命令した。⁽¹¹⁾しかし、宮崎市定はこの關聯資料には學術的價值があるため、この原稿を基礎に増補を加えて、昭和二十二年、『アジア史概説・正編』を出版した。後半部分は元々、安部健夫が擔當したが、結局執筆することなく、やはり宮崎市定が委託を受けて完成させた。それが『アジア史概説・續編』であり、この本には遼・金・元・清の部分が含まれていた。

宮崎市定は『アジア史概説・正編』の「緒論」で「アジア北方に掘起せし、滿蒙トルコ系諸民族の國家は右の場合に屬する好適例であるが、此等諸民族は多くは遊牧的民族にして個有の發達せる文化を有りし居らざるが弱點であつた。彼等は屢々南に下つて中國社會を征服したが、やがて文化的には反つて中國の爲に征服され彼等の文明化と共に自ら衰亡に陥るを常とした」と述べ、⁽¹²⁾『アジア史概説・續編』の第四章「近世的ナシヨナリズムの潮流」において、遼の場合、「この點を自覺した太祖は、一方に於いて契丹民族及び配下にあつて自己に同化せしめ得る類似の民族に對しては、なるべく漢化することを避けて、独自の國粹を保存せしむるやうに特別の措置を講ぜねばならなかつた。此に於いて契丹王朝の創始に

係る二重國家體制が生じたのである」と述べた。また、「金は北支那の支配を確實せんが爲に、……而して猛安・謀克は漢人の州・縣とは別系統をなして、中央政府に直屬する。……蓋し遼政府の二重體系を模倣して更に一步を進めたものであり、後に清朝の八旗制度に對して手本を示すことにもなつたものである」と述べ、元について「蒙古人はその武力に絶對の自信を有するが故に、自尊心が頗る高く、蒙古至上主義を翳して中國の漢民族に臨んだ。中央地方の長官は凡て蒙古人を以て任じ、財政事務には主に色目人（西域人）を重用した。……蒙古の中國支配は、……中國人で蒙古服を着たり、蒙古古名を名乗る者も現われ、蒙古の風習の感染により殉死を以て美風とするやうな主從觀念の變革も見られた。蒙古人は中國の古典文化に興味を有しなかつたので、その詔敕の漢譯には俗語體を用ひた」。清について、「清朝の天子は明の獨裁専制政治を其儘に繼承し、……。斯る獨裁君主は自己の立場を安定せしむる爲には、相伯仲する勢力均衡の上に立つことを必要とした。清朝の場合には、この爲に滿人と漢人と云ふ絶好の二つの足場があつた。清朝は軍事的には滿洲人を中核とする八旗兵と、漢人を以て組織する綠營兵の勢力均衡の上に立ち、八旗を以て綠營を制し、綠營の存在によつて八旗の團結を刺戟せしめた」と述べた。⁽¹⁶⁾これらの論述が『異民族の支那統治概説』、『異民族の支那統治史』で示された中核的な見解とほぼ一致することは注目に値する。

2. 總力戰研究所の『占領地統治及戰後建設史』（草稿）

昭和十五年（一九四〇）十月、日本政府は總力戰研究所を設置し、國策の調査研究と人材育成を行なつた。⁽¹⁷⁾翌年、總力戰研究所は「現地施策の再び過誤を繰返すべきを憂ひ、史家を糾合して古今東西に亘り占領地及戰後建設に關する史實を究明し、之が教訓規範を普及する所」を決定した。⁽¹⁸⁾昭和十七年四月から、總力戰研究所は小林元、鳥巢通明、橋口兼夫をはじめとする四五名の學者に『占領地統治及戰後建設史』の編纂を依頼した。⁽¹⁹⁾その趣旨は「日本を其の本源軸心として反省すると共に大東亞を研究の主體とし西亞を附帶とし歐米を參考とするを以て趣旨となし史實の大觀大綱の把握に重點を

置き拙速時宜に適せしむるを以て眼目とせり」とあり、二カ月後に『占領地統治及戦後建設史』（草稿）の編纂が完成した。¹⁰ 編纂名簿の中で、東洋史を専門とするのは濱口重國、村上正二、前嶋信次、青木富太郎、三上次男、島田正郎、百瀬弘の七人であり、専門に應じて島田正郎が遼、三上次男が金、村上正二が元、百瀬弘が清を擔當したと推測される。前述のように「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託事業案と『占領地統治及戦後建設史』委託案において、三上次男と百瀬弘はそれぞれ金と清を擔當した。注目すべき點は、「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」と「東亞史概説」の編纂部の構成は東京帝大と京都帝大出身の東洋史研究者が半々の割合であったが、『占領地統治及戦後建設史』の編纂部の構成は東京帝大出身の東洋史研究者が多いことであり、東洋史部分は全員東京帝大の出身であった。

『占領地統治及戦後建設史』（草稿）の編纂要項では「繙讀研究を便ならしめん」ために、「一般經過は章節の全文として略述し且（附）として興亡の原因及時代の特質と認むべきものを附記す」と述べられている。¹¹ この本は第一篇日本、第二篇大東亞、第三篇西亞、第四篇歐米からなり、第二篇大東亞は十二章に分けられた。第一章は第一部「異民族による支那統治」、第二部「漢民族による支那統一と異民族統治」、第三部「漢民族の疆外侵入」に分けられているが、本稿に關聯するのは第一部「異民族による支那統治」である。第一部を遼、金、元、清の四節に分け、各節の内容は建國、占領地統治、戦後建設の三部分と附記があり、附記には概述、興盛原因、衰亡原因、特徴の四部分が含まれている。

「附記」と『異民族の支那統治史』の「異民族の支那統治要綱一覽」を比べると、両方に共通する部分は異民族の興盛原因が「優秀な武力」、「支那制度の移入」、「漢人の人材を登用した」ことなどであり、衰亡原因は「支配民族の支那統治意識の減退（漢化）」、「支配民族の文弱化」、「官僚の腐敗と財政の窮乏」などであり、獨特の特徴を持つ行政・軍事制度として、遼の二重制度、金の猛安謀克制度、元の身分制度、清の滿漢分治などがあつたと述べられている。「附記」の増補のところは、英明な皇帝の優れた才能を強調し（金太祖、清太祖）、「占領地諸民族の舊慣を踏襲し、之に對して本質的なる

改修を加へなかつたこと」などと述べられた。

それでは軍人は『占領地統治及戦後建設史』（草稿）をどのように評価していたのであろうか。陸軍大學を卒業後、參謀本部の樞機に參劃し、次いでソ連、ポーランドなどに駐在した陸軍大佐堀場一雄は、『占領地統治及戦後建設史』（草稿）において、軍人の立場から要項をまとめ、植民地統治に對するこの委託案の價値について言及した。彼がまとめた要項を見ると、軍人や軍部は『異民族の支那統治概説』と『異民族の支那統治史』を高く評價していたことが読み取れる。以下、彼の要項に従つて遼金・元清の關聯部分をまとめる。

遊牧民族の歴史から見ると、その多くが移住過程において政治、社會、文化、經濟面で同化されたので、民族の獨自性は堅持されなかつた。遼の場合、其の時代に追及せんとする努力すら闕如しており、モンゴルの場合も、進展性はなかつた。^⑭堀場が指摘した遊牧民族の不足していた所であつた。

漢、唐、清及びロシアなどでは、占領地の統治及び戦後建設は寛大さを原則とし、例えば、清朝では舊俗習慣を尊重して、異民族を併用し相互に牽制させた。^⑮ここで堀場が述べている内容は遊牧民族に限定されず、過去の帝國の占領地統治とでも言うべきものであつた。

このことから見ると、堀場は遊牧民族による中國統治の歴史から、日本の植民地統治に有用な歴史的經驗を取り出そうとしていたのである。

3. 『日本學研究』の「支那に於ける異民族統治策研究號」

昭和十八年（一九四三）十一月に刊行された『日本學研究』の「支那に於ける異民族統治策研究號」には、三上次男の「金の世宗と漢人統治」、村上正二の「蒙古族の異民族統治策」、田村實造の「清朝治下の蒙古」の三篇の論文が収録されている。これらの論文の内容を見ると、「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」を基礎に發展したと見做すことができる。

注目すべき点として、編集部は「編輯後記」で「人間生活の一大特徴は「統治に存す」、「しかしながら、一見外觀を同じくしてゐるように見えて、それぞれ其の本質を異にしてゐるのも亦「統治」であらう、……この親と子との關係を本質とする天皇統治には、本質に於いて異民族も同民族もない。八紘は唯一の一字である。だから己の繁榮のみを維持せんがため抑壓、懐柔、勢力對立利用等々を弄した支那古來の異民族統治をここに顧みようといふのは、以て他山の石とせんとするの外他意ないものである」と述べている⁽¹⁵⁾。

「大東亞史」から「占領地統治及戦後建設史」、「日本學研究」の特集號に至るまで、これらはいずれも「皇國史觀」を中心に發展した「大東亞」概念によつて編纂・編輯された。しかし、東洋史學者は、實證史學の立場で學術本位の意見を陳述し、「最低限度の學問の自由」を維持した⁽¹⁶⁾。「占領地統治及戦後建設史」を編纂した時、東洋史學者は異民族統治策の長所、短所、特徴をより強調した。『日本學研究』の特集號は、編集部からねらいとしては、當時の思想統制に沿う形で、天皇を中心とする皇國史觀を強調するものであったが、東洋史研究者たちの論文の内容は従來とほぼ同じもので、兩者の間には乖離があつたのである。

五、結 語

本稿は外務省外交史料館、防衛省防衛研究所が所藏する「東亞研究所」、「總力戰研究所」關聯の公文書、『羽田亨日記』などを利用し、「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託事業案の執行過程とその影響を考察した。

外務省は中國進出に當たつてその理解を深めるために、元朝、清朝がいかにかに中國を統治したかについて研究することとし、それは國策機關である東亞研究所によつて實行された。一方で、外務省文化事業部は昭和八年から十三年にかけて滿

蒙文化助成事業を行い、池内宏、羽田亨といった重鎮が、若手研究者と共に、滿蒙史研究を展開していた。研究成果は『滿蒙史論叢』と『東洋史研究』に掲載されたが、これらの論文を見ると、研究者はすでに異民族の漢文明への同化問題に注目しており、東亞研究所の委託案でも同様のテーマについての研究が續けられていた。

東亞研究所は池内宏と羽田亨を中心とする東洋史學者たちに、「新」東方文化學院と東方文化研究所に「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」の委託事業を依頼した。關聯公文書と『羽田亨日記』に、昭和十三年十二月から昭和十五年九月にかけて、全部で十一條の關聯する記載があるが、その内容より羽田亨が委託事業案を圓滑に進めるうえで重要な役割を果たしていたことが判明した。具體的には、第一に、羽田亨は池内宏と東亞研究所の間をつなぐ重要な役割をにない、委託事業案を順調に進めるとともに、最低限の學問の自由を維持した。第二に、羽田亨は當時京都帝大東洋史學科を卒業した若手研究者を招集し、囑託研究者として安定した給與を保障しようとした。三、研究成果は羽田亨の異民族に對する漢文化の影響についての見解の影響を強く受けたもので、その後の關聯著作もこの見解を保持していた。

昭和十七年以來編まれた『占領地統治及戰後建設史』（草稿）、『日本學研究』の「支那に於ける異民族統治策研究號」、宮崎市定の『アジア史概説・續編』などにみえる異民族統治に對する見方は、「清、元、金各朝ノ諸民族統治事例」委託事業案のそれと同じである。注目すべきは、この時期、皇國史觀を中心とする大東亞概念を強調した國家により、歴史學は侵略戰爭を宣傳するための道具となり、植民地統治のモデルを提供する存在となることが求められたのに對し、委託事業案を依頼された東洋史研究者たちは實證的な研究を重視し、一貫して最低限の學問の自由を維持する姿勢を崩さなかつたことである。

羽田亨が提出した蒙古至上主義と異民族が積極的に漢化を受容するという見解は、參考となる重要な價值がある。この課題は戦後の學界でも重要な論點となったのである。

註

- (1) 杉山正明、庄垣内正弘「羽田亨」(礪波護、藤井讓治編『京大東洋学の百年』京都大學出版會、二〇〇二年)、山根幸夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流』(汲古書院、二〇〇五年)、井上文則『天を相手にする——評傳宮崎市定』(國書刊行會、二〇一八)などを参照。
- (2) 五井直弘『近代日本と東洋史學』(青木書店、一九七六年)、旗田巍「日本に於ける東洋史學の傳統」(『歴史學研究』第二七〇號、一九六二年)、中見立夫「日本的「東洋學」の形成と構圖」(『岩波講座「帝國」日本の學知第三卷 東洋學の磁場』岩波書店、二〇〇六年)、同氏「二元朝秘史」渡來のころ——日本における「東洋史學」の開始とヨーロッパ東洋學、清朝「邊疆史地學」との交差——」(『東アジア文化交渉研究』別冊四、二〇〇九年)、吉澤誠一郎「東洋史學の形成と中國——桑原隲藏の場合」(『岩波講座「帝國」日本の學知第三卷 東洋學の磁場』岩波書店、二〇〇六年)などを参照。
- (3) 江上波夫編『東洋學の系譜』(大修館書店、一九九二年)、江上波夫編『東洋學の系譜(第二集)』(大修館書店、一九九四年)、礪波護、藤井讓治編『京大東洋學の百年』(京都大學學術出版會、二〇〇二年)などを参照。
- (4) 井上直樹「白鳥庫吉の滿洲調査——國立公文書館アジア歴史資料所藏文書の分析を中心に——」(『日本中國考古學』十七、二〇一七年)、同氏「滿洲國と滿洲史研究——アジア歴史資料センター所藏文書の分析を中心に——」(『京都府立大學學術報告』(人文篇)七十、二〇一八年)、同氏「池内宏の滿鮮史研究——『後藤新平文書』・アジア歴史資料センター所藏文書の分析を中心に——」(『京都府立大學學術報告』(人文篇)七十一、二〇一九年)などを参照。
- (5) 前掲五井直弘、旗田巍論文を参照。
- (6) 吉澤誠一郎「白鳥庫吉の東洋史學——史學史的考察として」(渡邊義浩編『中國史學の方法論』汲古書院、二〇一七年)、八五〜九六頁を参照。
- (7) 井上直樹「帝國日本と、滿鮮史……大陸政策と朝鮮・滿洲認識」(塙書房、二〇一三年)を参照。
- (8) 毛利英介「滿洲史と東北史のあいだ……稻葉岩吉と金毓黻の交流より」(『關西大學東西學術研究所紀要』四十八、二〇一五年)、古松崇志「鳥居龍藏の契丹研究——慶陵の調査・研究を中心に」(『鳥居龍藏研究』第三號、二〇一五年)、渡邊健哉「常磐大定の中國調査」(『東洋文化研究』第十八號、二〇一六年)、前掲吉澤誠一郎「白鳥庫吉の東洋史學——史學史的考察として」などを参照。
- (9) 東方學會編『東方學回想』(全九卷)(刀水書房、二〇〇〇年)を参照。
- (10) 内藤湖南研究會編『内藤湖南未收錄文集』(河合文化教育研究所、二〇一八年)、京都大學大學文書館編集『羽田亨日記』(京都大學文書館、二〇一九年)を参照。
- (11) 岡村敬二「日滿文化協會の歴史——草創期を中心に」(岡村敬二、二〇〇六年)、古松崇志「東モンゴル遼代契丹遺跡調査の歴史——一九四五年滿洲國解體まで——」(『遼文化・慶陵一帯調査報告』京都大學學院文學研究科、二〇〇五年)、頁二七〜六八、酒寄雅志「平成十六〜十八年度科學研究費助成金研究報告書 東亞考古學會と近代日本の東アジア史研究」(酒寄雅志、二〇〇七年)などを参照。
- (12) 山根幸夫「東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流」(及古書院、二〇〇五年)、三〜一七頁、阿部洋「對支文化事業の研究……戦前期日中文化交流の展開と挫折」(汲古書院、二〇〇四年)、一七七〜三二六頁を参照。

- (13) 阿部洋訪問『インタヴュー記録E. 日中文化摩擦6. 結城令聞氏、青山定雄氏、日比野丈夫氏、貝塚茂樹氏』（東京大學教養學部國際關係論研究室、一九八一年）、一九頁を参照。
- (14) 山根幸夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流』一〇九～一一〇頁を参照。
- (15) 山根幸夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流』一一九、一二六頁註十を参照。
- (16) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05015212200『對滿文化審査委員會關係雜件(對滿文化事業) 第一卷(日33-0-1-001)』(外務省外交史料館)、岡村敬二『日滿文化協會の歴史——草創期を中心に』、二二～二六、五二頁を参照。
- (17) 岡村敬二『日滿文化協會の歴史——草創期を中心に』、二四、五二頁を参照。
- (18) 岡村敬二『日滿文化協會の歴史——草創期を中心に』、二六頁を参照。
- (19) 岡村敬二『日滿文化協會の歴史——草創期を中心に』、二七頁を参照。
- (20) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05015212100『對滿文化審査委員會關係雜件(對滿文化事業) 第一卷(日33-0-1-001)』(外務省外交史料館)、井上直樹『滿洲國と滿洲史研究——アジア歴史資料センター所藏文書の分析を中心に』、一五九頁などを参照。
- (21) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05015990700『日滿文化協會關係雜件/文化研究員關係(日6-2-0-29_4)』(外務省外交史料館)を参照。
- (22) 井上直樹『滿洲國と滿洲史研究——アジア歴史資料センター所藏文書の分析を中心に』、一六〇～一七二頁などを参照。
- (23) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05015883100『3 女眞民族研究事業助成羽田亨自昭和八年三月至昭和十二年六月(日6-2-0-3-008)』(外務省外交史料館)を参照。
- (24) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05015883100『3 女眞民族研究事業助成羽田亨自昭和八年三月至昭和十二年六月(日6-2-0-3-008)』(外務省外交史料館)を参照。
- (25) 研究事業助成羽田亨自昭和八年三月至昭和十二年六月(日6-2-0-3-008) (外務省外交史料館)を参照。
- (26) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05015883000『研究助成關係雜件第九卷(日6-2-0-3-009)』(外務省外交史料館)を参照。
- (27) 小川裕人『滿洲民族の所謂「還元性」と其の發展に就いて』『滿蒙史論叢』第二(日滿文化協會、一九三九年)、二八七頁を参照。
- (28) 外山軍治『劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交渉』『滿蒙史論叢』第一(日滿文化協會、一九三八年)、一九三～三二二頁、田村實造『遼宋の交通と遼國內に於ける經濟的發達』『滿蒙史論叢』第二(日滿文化協會、一九三九年)、四頁、小川裕人『滿洲民族の所謂「還元性」とその發展に就いて』、二八五～二八八頁、外山軍治『金の海陵王・支那古今人物評傳(六)』『東洋史研究』第七卷第四號(一九四二年)、二二九～二四九頁などを参照。
- (29) 小川裕人『滿洲民族の所謂「還元性」と其の發展に就いて』、四一九～四二六頁を参照。
- (30) 岡村敬二『日滿文化協會の歴史——草創期を中心に』、八六頁を参照。
- (31) 安岡正篤『支那興亡談義』(『支那統治に關する論叢』外務省調査部、一九三九年)、五一頁、水野梅曉『二元の支那經營方法』(『支那統治に關する論叢』外務省調査部、一九三九年)、一一二頁を参照。
- (32) 曾我部靜雄『宋・明の滅亡と蔣介石政權』(『支那統治に關する論叢』外務省調査部、一九三九年)、一六一～一六六頁を参照。
- (33) 水野梅曉『二元の支那經營方法』、一一一～一二二頁を参照。
- (34) 外務省調査部『はしがき』(『支那統治に關する論叢』外務省調査部、一九三九年)、一～二頁を参照。
- (35) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05016095800『15 對支文化諸施設經營方針ニ就テ 齋藤良衛 自昭和十二年五月(日7-2-0-4-010)』(外務省外交史料館)を参照。
- (36) 山根幸夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流』、

- 一一六頁を参照。
- (36) 山根幸夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流、一二三—一二七頁、阿部洋『對支文化事業の研究・戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』、七八一—八一九頁を参照。
- (37) 昭和十三年十月二十五日、企畫院は近衛内閣の主導によって、企畫廳と資源局を併合したもので、国力の總合と豫算業務の運用と擴充にむかわえ、各機關における國家總動員計畫の企畫と實行に従事した。東亞研究所は企畫院の外郭團體であつた。渡邊新「東亞研究所小史」、『政経研究時報』十三特別號、二〇一〇年、二頁を参照。
- (38) 渡邊新「東亞研究所小史」、二頁を参照。
- (39) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB04011401100『學術關係雜件第三卷 23. 東亞研究所關係 (1) (財) 東亞研究所概要 (11-3-0-6_003) (外務省外交史料館、渡邊新「東亞研究所小史」、二頁を参照。
- (40) 渡邊新「東亞研究所小史」、三頁。
- (41) 「本邦ニ於ケル文化研究並同事業關係雜件 7. 東亞關係 分割 1」 JACAR (アジア歴史資料センター) RefB04011311500『本邦ニ於ケル文化研究並同事業關係雜件 (11-0-0) (外務省外交史料館)』を参照。
- (42) 宮崎市定『自跋集——東洋史學七十年』(岩波書店、一九九六年)、一一三五頁を参照。
- (43) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05016193100『參考資料關係雜件 / 宗教、病院、圖書館、博覽會、教會關係 第三卷 (11-7-2-0-4_3_003) (外務省外交史料館)』を参照。
- (44) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05016193100『參考資料關係雜件 / 宗教、病院、圖書館、博覽會、教會關係 第三卷 (11-7-2-0-4_3_003) (外務省外交史料館)』を参照。
- (45) 宮崎市定『自跋集——東洋史學七十年』、一一五二頁を参照。
- (46) 東亞研究所の第三支那政治班は、主に中國近現代史の研究調査を行ひ、滿鐵調査部に勤務していた土井章が班長を兼任していた。メンバーは七名で、沼田勲雄、角田順、阿部宗光、竹内孫一郎、中村治兵衛、小川平二、大山梓であつた。同じ部の支那社會班は、滿鐵調査部に勤務していた大上末廣が班長を兼任し、メンバーは福滿武雄、山本秀夫、酒井忠夫、藤井正夫、河合愼吾の五名であつた。兩班のメンバーは外の勤務や轉任等、人事異動がかなり頻繁に行われていたが、常に一緒に働いていた。「本邦ニ於ケル文化研究並同事業關係雜件 7. 東亞關係 分割 1」 JACAR (アジア歴史資料センター) RefB04011311500『本邦ニ於ケル文化研究並同事業關係雜件 (11-0-0) (外務省外交史料館)、中村治兵衛「東洋史と私」(『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房、一九八六年)、五二二頁を参照。中村治兵衛(一九一六—一九九二)、大阪出身で、昭和十年に東京帝國大學東洋史學科に入學した。同期生には大淵忍爾、守屋美都雄がいる。當時教授であつた池内宏、加藤繁、和田清に學んだ。昭和十三年に卒業し、大學院に入學し、和田清の助手となり、『支那地方自治發達史』の編纂に協力した。昭和二十一年、東亞研究所が解散した後、九州大學、岡山大學、中央大學などで教職につき、中央大學で定年退職した。著書に『中國漁業史の研究』、『中國聚落史の研究』、『中國シャーマニズムの研究』などがある。中村治兵衛「略年譜」(『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房、一九八六年)、iv—viii頁を参照。
- (47) 東亞研究所編『異民族の支那統治概説』(東亞研究所、一九四三年)、三頁を参照。
- (48) 「4. 學會、協會 (1) 東亞文化研究所ヨリ東方文化學院、東方文化研究所ニ依頼事項」 JACAR (アジア歴史資料センター) RefB05016193100『參考資料關係雜件 / 宗教、病院、圖書館、博覽會、教會關係 第三卷 (11-7-2-0-4_3_003) (外務省外交史料館)、山根幸

- 夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流』、一一九—一二一頁を参照。
- (50) 東亞研究所編『清朝の邊疆統治政策…異民族の支那統治研究』(至文堂、一九四四年)、二頁を参照。
- (51) 昭和十四年の「特別調査及委託調査」の支那關係の第二項が「遼、金、元、清各朝ノ漢民族及邊疆民族統治政策調査」であり、第三部支那政治班が作成したもう一つの文書「昭和十四年度業務計劃一覽表(案)」の調査項目(一)支那歷朝異民族統治ニ關スル研究では、その下は、
1. 漢民族ニヨル邊疆諸民族ノ支配關係、ソノ政策、2. 遼、金、元、清各朝ノ異民族統治政策という二つの子項目に分けられている。これから見ると、東亞研究所の兩計畫は密接に關聯していると考えられる。
〔學術關係雜件 第三卷 23. 東亞研究所關係(一)(財)東亞研究所概要〕JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:B04011401100、學術關係雜件 第三卷(H-1-3-0-6_003)(外務省外交史料館)を参照。
- (52) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』(京都大學大學文書館、二〇一九年)、三三頁を参照。
- (53) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:B05016193100、參考資料關係雜件ノ宗教、病院、圖書館、博覽會、教會關係 第三卷(H-7-2-0-4_3_003)(外務省外交史料館)を参照。
- (54) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:B05016193100、參考資料關係雜件ノ宗教、病院、圖書館、博覽會、教會關係 第三卷(H-7-2-0-4_3_003)(外務省外交史料館)を参照。
- (55) 〔學術關係雜件 第三卷 23. 東亞研究所關係(一)(財)東亞研究所概要〕JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:B04011401100、學術關係雜件 第三卷(H-1-3-0-6_003)(外務省外交史料館)を参照。
- (56) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、三五頁を参照。
- (57) 羽田亨と池内宏は非常に親しく、羽田亨の息子、羽田明は池内宏の娘と結婚していた。『羽田亨日記』の中で、二人と二つの家族の交流について多くの記載がある。西山伸『羽田亨日記』と戦時下の京都帝國大學(『羽田亨日記』、五頁を参照、また、二人の交流の記載については京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、二七、三〇、三六、三九頁などを参照。
- (58) 青山公亮等「先學を語る——池内宏博士」(『東方學回想Ⅱ 先學を語る(2)』、刀水書房、二〇〇〇年)、一八七頁を参照。
- (59) 「4. 學會、協會(一) 東亞文化研究所ヨリ東方文化學院、東方文化研究所ニ依頼事項」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:B05016193100、參考資料關係雜件ノ宗教、病院、圖書館、博覽會、教會關係 第三卷(H-7-2-0-4_3_003)(外務省外交史料館)を参照。
- (60) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、三五、四一、四二、四九、五五、五六、五七、六〇、六五頁を参照。
- (61) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、五七頁を参照。
- (62) 京都大學大學文書館編『羽田亨日記』、六五頁を参照。
- (63) 第三部長林桂理事は支那、滿蒙の調査を主宰したにもかかわらず、調査業務に對して熱心ではなかった。陸軍中將で退役し、陸軍代表として大藏公望に指名され、陸軍の人脈を借りて、東亞研究所の調査業務を順調に進めさせた。第四部長原政二郎理事は南洋、大洋州の調査を主宰した(兄が京都大學文學部國史科教授原勝郎である。原勝郎と羽田亨は仲が良かった)。海軍中將で退役し、調査の業務に極めて熱心で、平和主義者であった。拓殖武臣『東亞研究所と私——戦中知識人の證言——』(勤草書房、一九七九年)、八五—八九頁、井上文則『天を相手にする——評傳宮崎市定』、一九八頁を参照。
- (64) 宮川尚志「清の宣撫救賑工策」(『東亞研究所報』十九、一九四二年)、一—九九頁、百瀬弘、「清朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」(『東亞研究所報』二十、一九四三年)、一—一六頁、三上次男「金朝前期に於ける漢人統治政策」(『東亞研究所報』二十一、一九四三年)、一—七二頁、愛宕松男「元の對漢人政策」(『東亞研究所報』二

- (65) 十三、一九四三年)、一〇一八頁。
狩野直喜「元曲の由来と白仁甫の梧桐雨」(初出は『藝文』第二卷第二期、一九一一年、後、『支那學文叢』みず書房、一九七三年)、二四三～二四四頁を参照。
- (66) 内藤湖南「支那論」(初出一九二四年、後、『内藤湖南全集 第五卷』筑摩書房、一九七二年)、三三四～三三五、三三七頁を参照。
- (67) 箭内互「元代社會の三階級」(初出は『滿鮮地理歴史研究報告』第三、一九一六年、後、『蒙古史研究』刀江書院、一九七三年)、三四七～三八八頁を参照。
- (68) 羽田亨「蒙古族の宗教的風俗習慣」(初出は『東洋哲學』第十四卷第七期、第九期、一九〇七年、後、『羽田博士史學論文集 宗教言語篇』東洋史研究會、一九五七年)、四六三頁、内藤湖南「支那論」、三三四～三三五、三三七頁、羽田亨「漢民族の同化力に就いて」(初出は『東洋學報』第二十九卷第三・四期、一九四四年、後、『羽田博士史學論文集 歴史篇』東洋史研究會、一九五七年)、七一七～七一八頁を参照。
- (69) 羽田亨「元朝の漢文明に對する態度」(初出は『狩野教授還曆記念支那學論叢』弘文堂書房、一九二八年、のち『羽田博士史學論文集 歴史篇』東洋史研究會、一九五七年所收)、六九〇～六九一頁を参照。
羽田亨「西域文明史概論」(初題「西域文明の概観」)(上)(下)、刊『德雲』創刊號、第一卷第二期、第二卷第一期、第二卷第二期、一九二九～一九三二年、のち弘文堂書房、一九三二年)、一一一～一二二頁を参照。
- (70) 羽田亨は「こ、に北族と申します名稱に就ては一寸お断り申しておかなければならぬ、適當な名前がありませんので、ほんやり北族と云ふ名前を用いたのであります」と述べている。羽田亨「支那の北族諸朝と漢文明」(初出「支那」第十九卷第十號、一九二八年、後、『羽田博士史學論文集 歴史篇』東洋史研究會、一九五七年)、六九七頁を参照。
- (71) 羽田亨「支那の北族諸朝と漢文明」、六九九～七〇一頁を参照。
- (72) 羽田亨「支那の北族諸朝と漢文明」、七〇五～七〇六頁を参照。
- (73) 羽田亨「漢民族の同化力に就いて」、七二三～七二六頁。矢野仁一もこの見解に賛同している。矢野仁一「中國の文化の同化力の問題」(『燕洛閒記・歴史遍歴六十年の回顧』、私家版、一九六三年)、六五～六六頁を参照。
- (74) 羽田亨「宋元時代總説」(初出『世界文化史大系第九册宋元時代』、誠文堂、一九三五年、後、『羽田博士史學論文集 歴史篇』東洋史研究會、一九五七年)、七三四～七三五頁を参照。
- (75) 百瀬弘「清朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」、四頁を参照。
宮川尚志「清の宣撫救賑工策」、九九頁を参照。
- (76) 宮崎市定「清朝における國語問題の一面」(『東方史論叢 第一 北方史專號』養徳社、一九四七年)、三頁を参照。
- (77) 東亞研究所編「異民族の支那統治概説」、二二八～二二九頁、安部健夫「清朝と華夷思想」(『清代史研究』創文社、一九七一年)、三八～四三頁などを参照。
- (78) 宮崎市定「自跋集——東洋史學七十年」、一七八～一九〇、二三四～二四五頁、井上文則「天を相手にする——評傳宮崎市定」、二八六頁を参照。
- (79) 和田清「社會組織に新鋭な見解「異民族の支那統治史」(東亞研究所編)」(『日本讀書新聞』、一九四四年九月二十一日、のち『縮刷版日本讀書新聞第五卷』、不二出版、一九八七年)、九三頁を参照。
- (80) 東方文化研究所編「東方文化研究所要覽(昭和十六年)」(『東方文化研究所』、一九四一年)、二〇～二二頁、阿部洋訪問「インタヴュー記録 E. 日中文化摩擦6. 結城令聞氏、青山定雄氏、日比野丈夫氏、貝塚茂樹氏」、一二九頁などを参照。
- (81) 京大出身の内田吟風が北魏を擔當したことについて、先述のように羽田亨が發表した「支那の北族諸朝と漢文明」で北魏、遼、金、元、清

- の漢文明に對する態度を考察しており、羽田が委託案に北魏を加えて提出したと推測される。
- (84) 阿部洋訪問『インタヴュー記録』E. 日中文化摩擦6. 結城令聞氏、青山定雄氏、日比野丈夫氏、貝塚茂樹氏、一二九頁、杉山正明、庄垣内正弘「羽田亨」、一五三頁などを参照。
- (85) 昭和十九年に東亞研究所が編纂した『清朝の邊疆統治政策』異民族の支那統治研究』を見ると、清朝三篇、金朝二篇が収録され、金朝の關聯論文は清朝をより深く理解するために収録されたと考えられる。中村治兵衛は『異民族の支那統治史』に遼に關する内容を増補し、「付記」で「本章は、宗教政策の一項を除き、東方文化からの報告論文が除外されるため、編者中村が主として津田左右吉博士・松井等・田村實造・小川裕人・橋口時男・島田正郎、日野開三郎・村上正二諸學士の遼代研究の諸論文を参照にして記述したものであり、諸氏に謝意を表す。」と述べている。遼の宗教政策は野上俊靜の委託案の成果を參考にして編纂された。東亞研究所編『異民族の支那統治史』、七二頁を参照。
- (87) 東亞研究所編『異民族の支那統治概説』、一〇二頁を参照。
- (88) 百瀬弘「清朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」、四〇五、二六六頁を参照。
- (89) 百瀬弘「清朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」、一一五〜一二六頁を参照。
- (90) 東亞研究所編『異民族の支那統治概説』、二四〇〜二六頁を参照。
- (91) 三上次男「金朝前期に於ける漢人統治政策」、六七〜七一頁を参照。
- (92) 宮川尚志「清朝の宣撫救賑政策」、九九頁を参照。
- (93) 東亞研究所編『異民族の支那統治概説』、五頁を参照。
- (94) 愛宕松男「元の對漢人政策」、一〇九〜一一八頁を参照。
- (95) 東亞研究所編『異民族の支那統治概説』、五〇六を参照。
- (96) 東亞研究所編『異民族の支那統治概説』、五〇六、一二頁を参照。
- (97) 東亞研究所編『異民族の支那統治史』(大日本雄辯會講談社、一九四四年)、三九八〜三九九頁を参照。
- (98) 百瀬弘「清朝の異民族統治に於ける財政經濟政策」、五〇六頁を参照。
- (99) 東亞研究所編『清朝の邊疆統治政策』異民族の支那統治研究』、四〇六頁を参照。
- (100) 長谷川亮一『皇國史觀』という問題——十五年戰爭期における文部省の修史事業と思想統制政策』(白澤社、二〇〇八年)、一五六頁を参照。
- (101) 「東亞概説編纂囑託候補者名簿」によれば、當時の候補は安部健夫(京大助教授)、田村實造(京大助教授)、鈴木俊(陸軍士校教官、法政大教授)、山本達郎(東大助教授、宮崎市定(京大助教授)、松田壽男(元東大講師)、三上次男(東大講師)、曾我部靜雄(東北大講師)の八人であった。長谷川亮一『皇國史觀』という問題——十五年戰爭期における文部省の修史事業と思想統制政策』、一九六頁を参照。
- (102) この十人は江上波夫、三品彰英、足利淳氏、辻直四郎、濱口重國、小林元、杉本直治郎、内田吟風、塚本善隆、内藤篤輔である。宮崎市定『アジア史概説・正編』(人文書林、一九四七年)、井上文則『天を相手にする——評傳宮崎市定』、二三二〜二三三頁などを参照。
- (103) 宮崎市定「自跋」『宮崎市定全集 十八 アジア史』(岩波書店、一九九三年)、四二八〜四二九頁を参照。
- (104) 宮崎市定『アジア歴史研究入門』序』(宮崎市定全集 二 東洋史』(岩波書店、一九九二年)、三二九頁を参照。
- (105) 宮崎市定『アジア史概説・正編』、五頁を参照。
- (106) 宮崎市定『アジア史概説・續編』(人文書林、一九四八年)、二〇八、二一八〜二一九、二三〇〜二三三、二五四頁を参照。
- (107) 太田弘毅「總力戰研究所の設立について」『日本歴史』第三五五號、一九七七年、四六頁、栗屋憲太郎・中村陵「總力戰研究所からみる

- 日本の「總力戦體制」(栗屋憲太郎、中村陵解説『總力戦研究所關係資料集』解説・總目次)不二出版、二〇一六年)、一五頁などを参照。
- (108) 堀場一雄『支那事變戦争指導史』(時事通信社、一九六二年)、六六一頁、芦澤紀之「實録・總力戦研究所——太平洋戦争開始前夜——」『歴史と人物』第十號、一九七一年、九三頁、太田弘毅「總力戦研究所の業績——『占領地統治及戦後建設史』、『長期戦研究』について——」(『軍事史學』第一四卷第四號、一九七九年)、四〇頁などを参照。
- (109) 小林元は東京帝大文學部西洋史學科卒業で、時任陸軍豫科士官學校教授となり、鳥巢通明は東京帝大國史學科卒業で、橋口兼夫は東京帝大東洋史學科卒業である。この委託事業案の責任者は國史、東洋史、西洋史が一人ずつ擔當した。『東京帝國大學卒業生氏名録』、三四一、三四四、三四七頁を参照。
- (110) 「表紙」『占領地統治及戦後建設史』草稿 第1篇 日本 昭和17年6月」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:CI4060870100、占領地統治及戦後建設史 草稿 第1篇 日本 昭和17年6月(防衛省防衛研究所)を参照。
- (111) 「昭和17年度 總力戦研究所教育演練實施經過概要 昭和18年1月14日」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:CI4060863300、昭和17年度 總力戦研究所 教育演練實施經過概要(防衛省防衛研究所)、堀場一雄『支那事變戦争指導史』第十五章 大東亞武力開戦前後」、六六一～六六五頁などを参照。
- (112) 「凡例」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:CI4060870300、占領地統治及戦後建設史 草稿 第1篇 日本 昭和17年6月(防衛省防衛研究所)を参照。
- (113) 堀場一雄『支那事變戦争指導史』、六六一～六六四頁を参照。
- (114) 堀場一雄『支那事變戦争指導史』、六六二～六六四頁を参照。
- (115) 『日本學研究』に掲載された論文は主に皇國史觀と當時の日本統治制度を研究するもので、論文の著者に東洋史の出身者は少なかった。その編集委員はおそらく東洋史出身者ではなかった。編集部が異民族政策研究の論文を掲載した目的は、皇國史觀と當時の日本統治制度の優越性を強調しようとするものだったと推測する。編集部「編集後記」(『日本學研究』三一〇、一九四三年)。
- (116) 宮崎市定「自跋」、四二八～四二九頁、吉川幸次郎「羽田博士を悼む」(『吉川幸次郎全集 第十七卷』筑摩書房、一九六九年)、三三三頁、杉山正明、庄垣内正弘「羽田亭」、一五四頁などを参照。
- 【附記】 著者は臺灣の政治大學民族學博士で、獨立行政法人國際交流基金のフェローシップを受け、二〇二三年三月より二〇二三年三月まで京都大學人文科學研究所において外國人共同研究者として研究に従事した。本稿はその研究成果の一部であり、大阪公立大學宋代史談話會(二〇二二年二月十九日)、東洋文庫内陸アジア出土古文獻研究會(二〇二三年一月二十一日)及び東京大學吉澤誠一郎先生の講義(二〇二三年一月二十三日)における口頭發表に修正を加えたものである。本稿執筆に当たっては、渡邊健哉先生より『羽田亭日記』についてご教示いただき、古松崇志先生からは成稿に至るまで種々の示教を賜った。上述の諸先生方、國際交流基金の關係各位には、心より感謝申し上げます。